

いわゆる「共謀罪」を新設する法案の強行採決に抗議する会長談話

2017年（平成29年）6月15日、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」といいます。）の採決が参議院本会議で強行されました。

本法案については、当会では、本年4月4日付けで会長声明を発し、その問題点を明らかにして参りました。

このように、極めて大きな問題点を有する本法案が、委員会の採決を経ないまま、中間報告をもって異例の本会議採決がなされたことは、極めて遺憾であります。

委員会採決を省略し、中間報告をもって本会議での採決が強行されるというのは、当該議院での十分な審議がなされなかったことを意味するものであって、これは、二院制を採用して、第一院の行き過ぎた行為をチェックし、国民の多様な意見を忠実に反映させることとした日本国憲法の趣旨に明確に反するものと考えます。そして、ひいては、民主主義や立憲主義を否定することにつながるものであり、極めて憂慮すべきものと考えます。

国民の基本的人権に対する大きな制約となりうる本法案が、長らく「良識の府」と呼ばれてきた参議院で、このような異常な方法で採決され、成立することに、大きな驚きと憤りを禁じ得ません。

以上から、本法案の参議院本会議における採決強行に対し、強く抗議するものであります。

2017年（平成29年）6月19日

茨城県弁護士会

会長 阿久津 正晴